

未成年口座申込受付基準

未成年口座は、親権者のいずれか一方又は未成年後見人（以下、「親権者等」とします。）が、未成年者の財産を本人（未成年者）に代わって管理することを目的とする口座です。

1. 未成年であること

「未成年」とは、満20歳未満の方を指します。なお、当社では、民法753条の規定に関わらず、未成年者が婚姻をした場合も、これによって成年に達したものとみなしません。

2. 親権者等が当社取引口座を開設していること

親権者等が当社取引口座を開設されていない場合、未成年口座の開設に先立って親権者等の取引口座開設をお申し込みください。

3. 「未成年口座開設及び取引に関する確認書」を提出すること

未成年口座のID・パスワード等は、親権者等のご登録のメールアドレス宛に発送します。

未成年口座の名義人と親権者等の続柄又は身分関係を確認するうえで、正確なご登録をお願いします。

また、親権者が2名の場合はそれぞれ固有の印章により押印してください。

未成年口座名義人と親権者等の登録住所が異なる場合であっても、未成年口座を開設することができます。

犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）の規定により、口座開設手続の完了後、未成年者本人に口座開設手続完了の通知を特定記録郵便で送付します。

口座開設完了通知の受取りによる確認ができなかった場合、口座の開設はできません（提出していただいた口座開設書類等は当社にて破棄します。）。

4. 「未成年口座名義人と親権者等との続柄又は未成年後見人であることを証明できる確認書類」（下記参照）を提出すること

未成年口座名義人と親権者等との続柄が証明できる確認書類は、次の公的書類のうち、いずれか1点のコピー（A4サイズ）をご用意ください。

未成年口座名義人の未成年後見人であることを証明できる確認書類は戸籍謄本（全部事項証明書）のみとなります。

① 住民票（発行日から6か月以内のもの、公印のあるページも必要）

- ・本籍の記載がある場合は塗りつぶしてください。
- ・書類が複数枚に渡る場合は、全てのページが必要です。

② 戸籍謄本又は全部事項証明（発行日から6か月以内のもの、公印のあるページも必要）

- ・本籍の記載がある場合は塗りつぶしてください。

③ 戸籍抄本又は一部事項証明（発行日から6か月以内のもの、続柄・公印のあるページも必要）

- ・本籍の記載がある場合は塗りつぶしてください。
- ・現住所が記載された本人確認書類が別途必要です。

5. 親権者等が未成年口座の資産、取引を管理すること

未成年口座は親権者等の権能と責任において管理していただいておりますので、ID・パスワードも親権者等の責任で管理をお願いします。

当社はID・パスワードが一致した場合、受託した注文、出金等の指図は親権者等の意思に基づくものと判断します。

未成年口座名義人が成年に達したときは、すみやかに当社までお申し出ください。当社より必要な手続きについてご案内いたします。なお、成年に達してから手続きが完了するまでの間は新たなお取引ができなくなることをあらかじめご了承ください。

※未成年者本人が直接自由にお取引を行うことがないように、このような対応を取らせていただいております。

6. 未成年口座名義人になろうとする未成年者本人が、口座申込受付基準を満たしていること

【親権者等のご変更について】

親権者等にご変更があった場合は、すみやかに当社までお申し出ください。当社より必要な手続きについてご案内いたします。

※手続きが完了するまでの間は新たなお取引ができなくなることをあらかじめご了承ください。

平成 年 月 日

日本クラウド証券株式会社 御中

未成年口座開設および取引に関する確認書

親権者① *1 未成年後見人氏名	ID				
	氏名	続柄*3 ()			印*4
	住所	〒 — (電話番号 — —)			
親権者② *2	氏名	続柄*3 ()			印*4
	住所	〒 — (電話番号 — —)			

※ 親権者が2名の場合には必ず2名分を記入し押印してください。

下記の未成年者の親権者（未成年後見人）として、未成年者の財産を管理することを目的に、下記未成年者を名義人とするクラウドファンディング口座を開設し、未成年者本人に代わり取引主体として本クラウドファンディング口座に関する一切の取引を行います。また、名義人が成年となったときは速やかに貴社に連絡いたします。

記

口座開設を希望する未成年者に係る事項

氏名	
住所	〒 —

以上

-----< 社 用 欄 >-----

入力者	営業責任者	内部管理統括責任者

【注意事項】*1 親権者①にはクラウドファンディング口座を保有している親権者が記入し押印してください。/*2 親権者が1名の場合及び未成年後見人が選任されている場合には親権者②の記入と押印は不要です。/*3 口座を開設する名義人からみた親権者の続柄又は未成年後見人であることを記入してください。/*4 押印欄は、親権者①（未成年後見人）及び親権者②それぞれが固有の印章により押印してください。